各都道府県介護保険主管部（局）
各介護保険関係団体　　御中

←　厚生労働省　老健局　認知症施策・地域介護推進課
高齢者支援課・老人保健課

介　護　保　険　最　新　情　報

今回の内容

介護サービス事業者経営情報データベースシステムの
運用の再開について　等

計 39 枚（本紙を除く）

Vol.１５４６

令和８年１０月１５日

厚生労働省　老健局

認知症施策・地域介護推進課

高齢者支援課

老人保健課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。

連絡先　TEL：03-5253-1111（内線 3996）
FAX：03-3503-7894

老認発 1015 第１号
老高発 1015 第１号
老老発 1015 第１号
令和８年 10 月 15 日

各　都道府県　介護保険主幹部（局）長
　　介護保険関係団体の長　殿

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
高齢者支援課長
老人保健課長
（公印省略）

介護サービス事業者経営情報データベースシステムの運用の再開について

介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 115 条の 44 の２の規定に基づき、介護サービス事業者は、介護サービス事業者経営情報を、当該事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならないとされている。

これに伴い、報告に当たっては、介護サービス事業者経営情報データベースシステム（以下「本システム」という。）により、事業者からの報告の受付を行っていたところ、本システムについては、「介護サービス事業者経営情報データベースシステムの運用の一時停止について」（令和７年４月 23 日付け老認発 0423 第１号、老高発 0423 第１号、老老発 0423 第１号）にてお示ししたとおり、報告負担の軽減に向けたシステム上の対応等を行うことに伴い、事業者が実施する２回目分以降の報告（令和７年３月以降に終了する会計年度に係る報告）について、一時的に受付を停止していたところである。

今般、当該対応等が完了したことに伴い、令和８年 10 月 26 日から報告の受付を再開することとする。その具体的な内容及び取扱いについて、下記のとおりお示しするので、内容について御了知の上、管内の市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図られたい。

記

１　本システムの再開時期

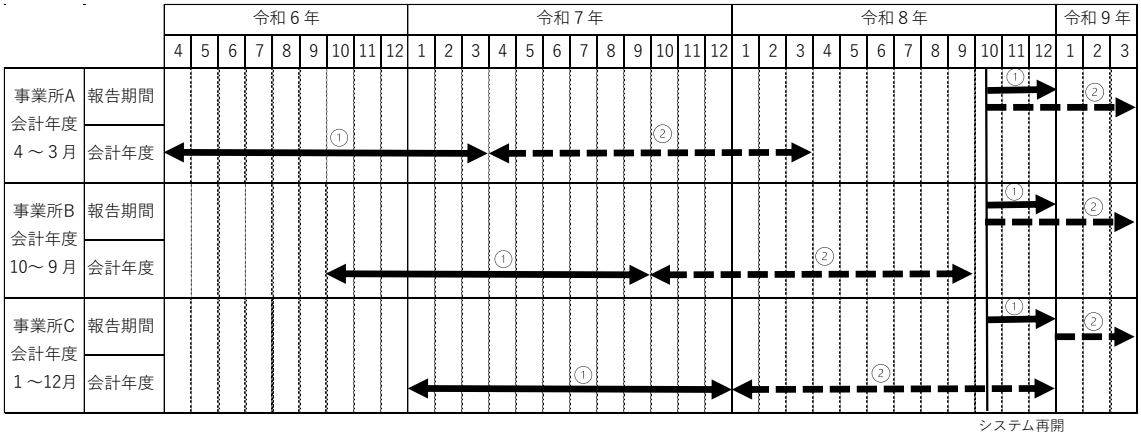
令和８年 10 月 26 日（月）

２　本システムの再開に伴う経営情報の報告期限

介護サービス事業者による都道府県知事への介護サービス事業者経営情報の報告は、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 62 の２の４の規定に基づき、当該介護サービス事業者の毎会計年度終了後３月以内に行うものとされているが、必要なシステム上の対応等を行ったことに鑑み、報告負担を軽減する観点から、報告期限をそれぞれ、以下のとおりとする。

対象となる経営情報	報告期限
① 令和７年３月から令和８年２月までに会計年度が終了する報告	令和８年 12 月 31 日
② 令和８年３月から同年 12 月までに会計年度が終了する報告	令和９年３月 31 日
③ 令和９年１月以降に会計年度が終了する報告	会計年度終了後３月以内

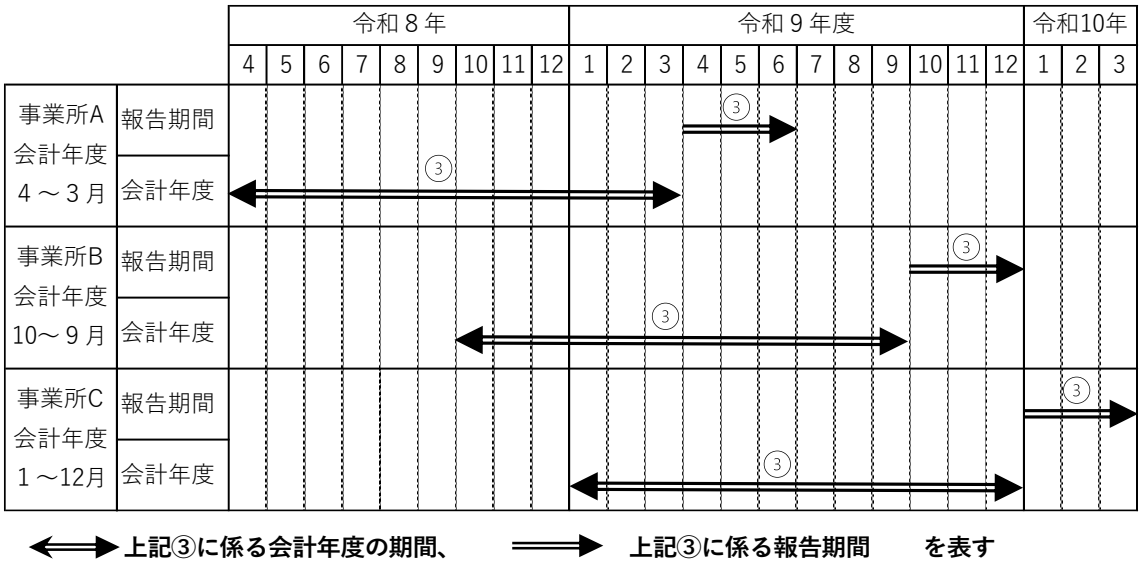
（参考１）本システム再開後の報告の取扱い



◀▬▶ 上記①に係る会計年度の期間、　▬▶ 上記①に係る報告期間

◀- ▶ 上記②に係る会計年度の期間、　-▶ 上記②に係る報告期間　を表す

（参考２）令和９年１月以降に会計年度が終了する報告の取扱い
（以下は令和９年内に会計年度が終了する報告の例）



３　報告に伴う留意事項等

本システムの再開に併せて、報告精度の改善のため、一部の報告ルールの見直しを行っている。具体的な内容については、「「介護保険法第 115 条の 44 の２の規定に基づく介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度に係る実施上の留意事項について」の一部改正について」（令和８年 10 月 15 日付け老認発 1015 第２号、老高発 1015 第２号、老老発 1015 第２号）を参考にされたい。